

* 網掛け箇所が改定部分です

上町町会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は戸田市上町町会と称する。

(事務所所在地)

第2条 本会の事務所を上町町会会館内に置く。

(会員)

第3条 本会は上町町会内に居住する者及び事業所を有するものをもって組織する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、町会内居住者の相互の親睦と福祉の増進と生活文化の向上を図り、町内の繁栄と、住みよい町づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 会員の親睦、相互互助に関する事業
- ② 防災、防犯に関する事業
- ③ 保健衛生、環境衛生、清掃に関する事業
- ④ 文化、福祉、厚生に関する事業
- ⑤ その他目的達成のために必要な事業

(専門部と業務分担)

第6条 本会の事業を推進させるため、下記の各専門部を置き、次の業務を遂行する。

- ① 総務部 : 会の庶務、企画に関する事
- ② 防犯防災部 : 防犯、防災に関する事
- ③ 保健衛生部 : 保健衛生、環境衛生に関する事
- ④ 文化厚生部 : 文化、福祉、厚生に関する事
- ⑤ 会館運営部 : 会館運営に関する事
- ⑥ 女性部 : 町会会員の女性の親睦に関する事

第3章 役員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|---|--------|------|
| ① | 町会長 | 1名 |
| ② | 副町会長 | 2名 |
| ③ | 会計 | 2名 |
| ④ | 社会福祉会計 | 1名 |
| ⑤ | 会計監事 | 2名 |
| ⑥ | 専門部長 | 各部1名 |
| ⑦ | 専門副部長 | 若干名 |
| ⑧ | 理事 | 若干名 |
| ⑨ | 幹事 | 若干名 |
| ⑩ | 班長 | 各班1名 |

(役員を選出及び任期)

- 第8条
1. 町会長及び副町会長は理事会において選出し、総会の承認を得る。
 2. 会計監事は理事会において選出し、総会の承認を得る。
 3. 理事は担当班内から選出する。
 4. 幹事は会員の中より選出し、理事会の承認を得る。
 5. 会計、社会福祉会計は理事会において選出し、総会の承認を得る。
 5. 専門部長、専門副部長は理事及び幹事の中より選出し、理事会の承認を得る。
 6. 班長は当該班で互選する。
 7. 班長以外の役員の任期は原則2年、班長の任期は原則1年とする。
ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

- 第9条
1. 町会長は本会を代表し、会務をつかさどる。
 2. 副町会長は町会長を補佐し、町会長事故あるときはその職務を代行する。
 3. 会計は町会運営に係る全ての会計事務を行う。
 4. 社会福祉会計は社会福祉に係る会計事務を行う。
 5. 会計監事は会計事務を監査し、その結果を総会で報告する。
 6. 理事は担当区域の班長及び会員との連絡調整にあたる。
 7. 専門部長は担当職務を分掌し、その運営にあたる。
 8. 専門副部長は部長を補佐し、部長事故あるときはその職務を代行する。
 9. 班長は担当班内の会員との連絡調整にあたる。

(相談役)

- 第10条 1. 本会は第7条に定める役員その他、相談役を若干名置くことができる。
2. 相談役は町会長が委嘱する。
 3. 相談役は町会長の諮問に応える他、必要と認めたときは会議に出席して意見を述べるができる。ただし、議決権は持たない。

第4章 会 議

(会議)

- 第11条 1. 本会の会議は、通常総会、臨時総会、**常任理事会**、及び理事会とする。
2. 通常総会は年1回開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。
 3. 通常総会、臨時総会は町会長が招集し、第7条の役員をもって構成する。
なお、通常総会は新旧役員に参加をもって構成する。
 4. 通常総会は、前年度事業及び決算報告、新年度事業及び予算計画、役員改正、会則の改定、及びその他理事会が必要と認められた事項について審議する。
 5. 総会の議案は出席者の過半数で可決し、可否同数の場合は議長の裁決するところによる。
 6. **常任理事会**は町会長が招集し、副町会長、会計、各専門部長、各専門副部長をもって構成する。
 7. **理事会**は町会長が招集し、副町会長、理事、幹事をもって構成する。

第5章 会 計

(会計年度)

- 第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(運営費)

- 第13条 本会の運営経費は、町会費、寄附金、補助金、助成金、その他の収入をもってあてる。

(町会費)

- 第14条 1. 町会費は班長・理事を経由して、年度初め会計に年会費を納める。
2. 町会費は、一世帯で月100円とし年会費1,200円とする。ただし、共同住宅及び事業所では管理会社や事業者との調整による場合がある。
 3. 年度途中で町会に加入された世帯の町会費は、加入月から年度末までの月数に応じて納める。
 4. 年度途中で退会した場合、納入された町会費は返金しない。

附 則

1. 上町会館の運営に関しては別に定める。
2. 本会員の中に下記の事項に該当する場合は理事、幹事から町会長へ報告後、慶弔金を支給する。
 - ① 会員及び会員のご家族（同居）がご逝去された場合、一律、金 5,000 円の香典とする。
 - ② 役員在任中にご本人がご逝去された場合、一律、金 10,000 円の香典とする。
 - ③ 役員在任中にご本人が 1 ヶ月以上入院された場合、一律、金 5,000 円のお見舞金を渡す。ただし 1 年度で 1 回のみ。
3. 本会に従事された役員には表-1 に定める基準に基づき感謝状と記念品を贈呈することができる。
4. 役員の表彰基準等
 - ① 感謝状、記念品は退任時に贈呈する。
 - ② 記念品は在任期間に準じた予算内で本人の希望を考慮する。
 - ③ 記念品の予算限度額は在任期間（年数）×2 千円とし、最大 2 万円とする。

表-1 役員の表彰基準と記念品贈呈基準

項目 役職名	在任期間	感謝状	記念品 (商品券等)	備 考
相談役		○		在任 10 年以上は市に申請し町会連合会の感謝状とする
町会長		○	○	
副町会長		○	○	
理事・幹事	10 年以上	○	○	
〃	10 年未満		○	
班長	1 年		○	含む兼任理事

- | | |
|------|------------------|
| 一部改定 | 昭和 56 年 5 月 2 日 |
| 一部改定 | 昭和 63 年 5 月 19 日 |
| 一部改定 | 平成 25 年 4 月 28 日 |
| 一部改定 | 平成 26 年 4 月 26 日 |
| 一部改定 | 令和 4 年 4 月 23 日 |